

行為指示表現における疑問文の運用の歴史

— 否定疑問形の運用範囲をめぐって —

森 勇太 (関西大学)

moriyuta@kansai-u.ac.jp

1 はじめに

行為指示表現とは、命令・依頼・勧めなど聞き手に対して何らかの行為の実行を求める表現の総称である。日本語の行為指示表現において、疑問というツールは重要な手段となる。否定の要素を伴って否定疑問文としても用いられる。

- (1) a [お腹がすいたといっている友人に] これ、{食べる／食べない}？ [勧め]
b [上司に] 今月中に企画書を出さないといけないのですが、一度 {見ていただけますか／見ていただけませんか}。 [依頼]
c わいわい話している学生さん達に「おまえら～～少し静かにせんか～～！！」（どこのおおっさんですか??）とも言えず・・・ひたすら耳を傾けていました。
(ウェブページ「綾のブログ「遠く彼方に思いを馳せる」」*1)

井上(2013) (前回の本プロジェクト研究発表会) では、“文脈と対立する仮説の真偽を問う場合の言語的手段は言語によって異なる”ことが示されている。疑問文を用いた行為指示表現においても、日本語史や方言資料を観察すると、運用の差異が見られるのではないかと考える。本発表ではこのような観点から、日本語の行為指示表現においてどのように疑問文が用いられてきたのか、その歴史を述べるとともに、特に運用上の差異が大きい否定疑問形の運用について詳しく考えたい。

本発表の構成を以下に述べる。2 節では、日本語の行為指示表現の歴史と疑問文の運用を素描する。3 節からは否定疑問文の運用について述べるが、3 節では標準語の否定疑問文の意味について先行研究をもとに述べる。4 節では、特に否定疑問文に絞ってその東西差について考察する。5 節では、否定疑問文の運用の東西差の要因について確認する。最後の6 節はまとめである。

2 行為指示表現の歴史と疑問文

行為指示に用いられる最も典型的な表現は動詞の命令形による表現だと思われる。ただし、現代語では、上位者への依頼などで命令形を用いることができない場面がある (森・水谷 2012)。

- (2) [学生から先生へ] 本を {*お貸してください／?貸してください／貸していただけますか}。
[依頼]

*1 <http://www.mitamaya.com/essayarch.htm>. 2004年7月10日の記事。2012年7月7日確認。

このような場面では、受益表現（「くれる」、「くださる」、「いただく」等）と疑問の形式、あるいは「お願いします」のような表現が用いられる。

しかし、古代語の行為指示表現においては、現代よりも命令形の運用範囲が広がった。命令形命令は（階層に合った尊敬語を伴うものの）上位者への依頼でも用いられている。

- (3) a [明石入道は娘への期待を源氏に打ち明ける] ^[明石入道→源氏]「まして年月思ひたまへわたるいぶせさを、推し量らせたまへ。」【長い年月の間思案を重ねてまいりました親の胸ふさがる気持をご推量くださいまし】[依頼] (源氏, 明石: ② 247)
- b ^[大徳→源氏]「御物の怪など加はれるさまにおはしましけるを、今宵はなほ静かに加持などまゐりて、出でさせたまへ。」【今晚はやはり静かに加持などなさいまして、明日お発ちになってください】[勧め] (源氏, 若紫: ① 205)

ただし、その中でも疑問文を行為指示に用いる、ということ自体は存在する。例えば、中古において、依頼や勧めなどの発話行為に「～むや」という疑問表現が見られることがある^{*2}。

- (4) a ^[源氏→紀伊守]「かの、ありし中納言の子は得させてむや。らうたげに見えしを、身近く使ふ人にせむ。」【あの、いつぞやの中納言の子は、わたしに任せてもらえまいか。】[依頼] (源氏, 帚木, ① 105)
- b ^[少将→姫君]「ここはいみじう参り来るも人げなき心地するを。渡したてまつらむ所におはしなむや」【あなた（姫君）を別の場所にお移し申しましょう。そこにおいでになりますか。】[勧め] (落窪, 卷1: 81)

さて、中世以降、受益表現が形成され、行為指示表現においてもその使用が重要となる。受益表現は疑問の形式と組み合わせたり、依頼表現を形成する。工藤(1979)によれば、現代語に見られる「～てくれないか」「～てもらえないか」「～ていただきたい」など、受益表現や疑問・希望を表す形式を援用した間接的な依頼表現が近世・近代以降に形成されてきた^{*3}。

Brown and Levinson (1987)も、英語・タミル語・ツェルタル語といった他の言語において、疑問というストラテジーが行為指示場面で用いられていることを挙げ、その言語普遍性を指摘している。このことから日本語の行為指示表現において、疑問は通時的に行為指示の拘束力を弱める一般的な

*2 原(2005)は「「てむや」だけに限って「依頼」専用の表現形式であると考えられるには躊躇される（同、21）」と述べる。というのも、「～てよ」（＝「つ」命令形）や「～むや」には依頼だけでなく勧めの例があり、また同様に時間表現と組み合わせられた「～なむや」という形式にも勧めの例が見られるからである。

*3 近世以降連用形命令（「行き」＜行く、上方）、ナ形命令（「行きな」、江戸）、「～たら」（「行ったら」）、「～ば」（「行けば」）等の新たな行為指示表現が形成されていることも命令形命令が用いにくくなったことを示している。

ツールとして存在していたといえる。近世以前は命令形が広く運用できたため、疑問の地位は副次的なものであったが、近代以降は運用上も重要視されてきているといえる。

3 行為指示表現における否定疑問形の運用

3.1 標準語の否定疑問形の意味

まず、現代語（標準語）の否定疑問形にどのような用法があるか、確認する（安達 2002, 日本語記述文法研究会（編）2003, 高木 2009）。標準語の否定疑問形は上昇イントネーションと結びつく用法と下降イントネーションと結びつく用法がある。仮にイントネーションを↑（上昇）、↓（下降）で示すと、以下のように記述できる。

(5) [標準語]

- a おいしいお菓子があるんだけど、{食[べ]ないか↑／食[べ]ない↑}？
- b 早く {食[べ]ないか↓／[#]食[べ]ない↓^{*4}}！

(6) [関西方言]

- a おみやげを買ってきたんだけど、{食べんか↑／食べん↑（食べへん↑）}？
- b 早く {食べんか]↓／食べんか]い↓／[#]食べん↓}！

標準語では、下降イントネーションを伴う用法は必ず助詞「か」を伴うが、上昇イントネーションを伴う用法は「か」を伴っても伴わなくてもよい。また、「くれる」や尊敬語・丁寧語などの聞き手への待遇的要素は、下降イントネーションと共起しにくい（高木 2009）。

- (7) a おみやげを買ってきたんですけど、{食べませんか↑／食べません↑}？
- b 早く *食べませんか↓！
- c 早く *{食べてくれんか↓／召し上がらんか↓}！

上昇イントネーションを伴う用法は、聞き手への勧めなど、行為指示の選択性を高めるという一般的な用法で用いられる。一方で、下降イントネーションを伴う用法は、行為指示の選択性を高めるのとは異なる機能を持っている。

高木(2009)は井上(1993)をもとに行為指示場面を(8)のように分類している。このうち標準語の否定疑問形は“違反矯正”の用法で用いられる。

(8) [子どもに対して言う場面、観劇に出かけるとき]

- a [確認的指示：前もって言い渡す場合]

*4 「食べるな」の意味では成立するが、ここでは「食べろ」の意味になるものを問題としている。

- 劇の途中は静かに {しなさい／しろ／しろよ↑／#しろよ↓／#しないか}。
- b [現場指示：劇が始まるので]
ほら，静かに {しなさい／しろ／#しろよ↑／しろよ↓／?しないか}。
- c [違反矯正：注意したのにまだ私語をやめない]
おい，静かに {しなさい／しろ／#しろよ↑／しろよ↓／しないか}。
- d [非難：劇の後で]
ああいうときは静かに {しなさい／しろ／#しろよ↑／しろよ↓／#しないか}。
- e [確認的指示：劇の後で]
今度からは静かに {しなさい／#しろ／しろよ↑／#しろよ↓／#しないか}。

上昇イントネーションと結びつく用法は他言語の疑問の用法と比較しても適合するのに対し，下降イントネーションと結びつく用法は説明がしにくい。

3.2 否定疑問形をめぐる地域差

『方言文法全国地図』*5 209-214 図では，命令表現が取り上げられている。調査文は以下の通りである。

表 1 命令表現の地域差 (高木 2009: 113)

	やさしく 現場指示	きびしく 違反矯正	地域
(9) a [209-211 図] 朝いつまでも寝ている孫にむかって，起きるようにやさしく言うとき，どのように言いますか。	1 命令形命令	命令形命令	東北・琉球・中部
b [212-214 図] それでも起きないので，起きるようにきびしく言うとき，どのように言いますか。	2 命令形命令	否定疑問形	近畿A・中国・四国・琉球
	3 命令形命令	義務表現	近畿B
	4 ナ形命令	命令形命令	関東
	5 否定疑問形	否定疑問形	九州A
	6 否定疑問形	義務表現	九州B

前述の機能に沿って説明すると，209-211 図は現場指示，212-214 図は違反矯正の用法を尋ねる調査文である。これによると，否定疑問形が違反矯正の場面において，西日本に見られ，琉球地域に至るまで広く分布していることが注目される。しかし，東日本では否定疑問形がほとんど用いられていない。また，九州方言では，否定疑問形が現場指示でも用いられ，地域内の一般的な命令表現として機能している。

*5 『方言文法全国地図』の話者の基準は以下の通りである。話者生年：1891（明治24）年～1931（昭和6）年生（基準は，1925年以前の生まれ，基本的に調査時60-75歳），計901名。性別：男性。（国立国語研究所（編）1989：20-21）

3.3 否定疑問形の運用

3.3.1 古代語

平安時代には、否定疑問形を行為指示で用いていた例は活発には見られない。「日本語歴史コーパス」収録 10 作品の調査を行ったところ、勧めと思われる例が 1 例見られたのみであった。

- (10) ^{〔供人→源氏〕}「ここにやは立たせたまはぬ。所避りきこえむ」【ここに車をお止めになりませんか】[勧め] (源氏, 葵: ② 29)

3.3.2 中世後期～近世前期

中世後期の状況について、永田(2003)によれば、『大蔵虎明本狂言』には否定疑問形「～まいか」による行為指示表現が見られる。この形式は現代語と同じように、現場指示と違反矯正の両方の用法で用いられている。

- (11) a ^{〔所の者→出家〕}「某は心ざしのふかひ者で御ざあるに依て、此ほどおかしひ小庵をむすふで御ざるが、もし左様の所にも、おこしをかけられ、あしをもやすめられまひか。」【足も休めになりませんか】[現場指示: 勧め] (虎明本狂言, 腹不立: 中, 305)
- b ^{〔女→盗賊〕}「やいわ男、わらはが道具をとつたがよひか、女じやと思ふたりとも、よの女にはかはらふ。道具をおこすまひか」【道具をよこさないか】[違反矯正: 命令] (虎明本狂言, やせ松: 中, 294, 以上永田 2003: 94)

近世に入って、近松浄瑠璃作品でも同様に現場指示と違反矯正の両方の用法が見られる。

- (12) a ^{〔かる→金蔵〕}「是々いなずと千世をおもらひなされぬか」【千世を(嫁に)おもらいになりませんか】[現場指示: 勧め] (心中宵庚申: 444)
- b ^{〔父〕}「男ども女子ども、誰ぞお茶でも上げぬか。」【誰かお茶でも差し上げないか】[違反矯正: 命令] (心中宵庚申: 446, 以上永田 2003: 95-96)

4 否定疑問形使用の東西差

4.1 調査の概要

本節では、行為指示表現として用いられる否定疑問形、特に違反矯正の用法の地域差がいつ頃形成されたかを明らかにする。前節で述べた目的意識から、本稿では口語に近い資料が東西ともに一定量集められる近世後期から近代の資料を対象とした。資料は表 2 のものを使用した*6。

*6 用例は、会話文を対象として採集した。ただし、対象とする方言以外の方言の話者が会話しているような設定になっている部分がある作品もあり、そのような場面は対象から除いている。

表2 調査対象資料（詳細は稿末の資料欄参照）

時代	ジャンル	上方・関西方言	江戸・首都圏方言
近世後期	洒落本・滑稽本等	洒落本 （『洒落本大成』所収作品） 作品年代：1756-1827年	洒落本・滑稽本 （『日本古典文学大系』所収作品） 作品年代：1770-1832年
近代現代	落語	上方落語作品（SPレコード文字化資料） 演者年代：1844-1894年	江戸落語作品（SPレコード文字化資料） 演者年代：1857-1882年
	文芸作品	関西方言の見られる文芸作品 作者年代：1920-1950年	『新潮文庫の100冊』首都圏生作者作品 作者年代：1864-1927年

4.2 上方・関西方言

上方・関西方言における否定疑問形の用例数を表3に、用例を(13)に示す。上方・関西方言では、違反矯正の用法が一定数用いられているといえる。

表3 上方・関西方言の否定疑問形

資料	年代	命令形類		否定疑問形		命令形：違反矯正
		命令形 命令	連用形 命令	確認的指示 現場指示	違反矯正 非難	
洒落本	1756-1827年	62	70	11	11	1: 0.177
落語資料	1844-1894年	159	43	19	19	1: 0.119
文学作品	1920-1950年代	25	95	13	13	1: 0.520

- (13) a 〔藤兵衛→しづ〕 「[...]大がいおのれが男は知つて居る。サア所もぬかせ。こん夜立引にゆくワ
イコリヤぬかさぬか。」 (洒落本, 十界和尚話: ⑩ 189)
- b 〔万さん→喜六〕 「何を言うとんねん, あいつ。おい, もっとゆつくり話せんかい」
(落語, 阿弥陀池, 桂春団治: 30)
- c 〔刑事: 新藤→しのぶ〕 「先生に任せといてもよかつたかもしれませんな」〔しのぶ→新藤〕 「格好つ
けて。もっと早うに出てこんかいな。」 (浪花少年探偵団: 59; 東野圭吾[1958年生])

4.3 江戸・首都圏方言

江戸・東京語における否定疑問形の用例を表4に示す^{*7}。近世後期の江戸語資料では、否定疑問形の違反矯正の用法が一定程度用いられているが、その後の資料では用例数があまり多くない。

*7 表には挙げていないが、テ形に否定疑問形が接続する「～てんか」という形式も見られるようになる。

[ii] 〔喜久治→ぼん太〕 「わいから云うよって, ちょっと女将はんを呼んで来てんか」

(ぼんち, 第3章: 154; 山崎豊子[1924年生])

表4 江戸・首都圏方言の否定疑問形

資料	年代	命令形類		否定疑問形		命令形:違反矯正 非難
		命令形 命令	ナ形 命令	確認的指示 現場指示	違反矯正 非難	
滑稽本, 洒落本等	1770-1832年	82	30	17	16	1: 0.195
落語資料	1857-1882年	49	51	0	5	1: 0.102
新潮100冊:前半	1860-1900年代	196	9	7	6	1: 0.031
新潮100冊:後半	1920-1940年代	201	21	0	0	1: 0

近世後期江戸語資料, 明治落語資料では, 上方とほぼ同量の否定疑問形が用いられている。

- (14) a ^{〔ごま汁→女〕}「はやうあげんかい。^{〔ごま汁→弥次・北八〕}御ゆるりとめしあがりませ。」
(東海道中膝栗毛, 五編下: 272)
- b [風呂で子ども達が騒いでいる]「コレ, しづかにしねへか。此子どもは騒々しい。武部源蔵さんの手習子は皆いたづらだ。ヤイ, 静にしねへか」 (浮世風呂, 前編下: 81)
- c [禿が順番を争う]「あのつぎはおれだよ。」「あつかましい。何, きさまなものか。おれが先へ来たは。」^{〔吉平〕}「此子どもいらア, よう毎朝毎朝いがみやふ。ちつとしづかにしねへか。」
(洒落本, 錦之裏: 424)
- d △「馬鹿野郎, 涼しく死ねるツて, 死ぬのに涼しいも暑いもねえや, 下らねえ事を云つてやがる。汝と思やア俺は止めなかつた, 今手伝つて投込んで遣るから死んでしまへ。[中略] アア飛んだ事をした, 他人様と思ふから可哀想に, 金銭づくで済むことなら, 銭もねえけれども, 何うかして, 主人なら主人に話をして, 命だけ助けてやらうと思へばこそ止めたんだ。汝なら俺は止めるもんか, サア飛び込まねえか。」
(落語, 柳家小さん, 唐茄子屋: 427)

しかし, 明治期以降は否定疑問形の用例が少なくなる。相対的な量を比較してもやはり上方・関西の資料と比して少ない。

- (15) a ^{〔岡村→予〕}「君茶がさめるからやってくれ給え。^{〔岡村→家人〕}オイ [ちまきを] 早く持ってこないか」
(浜菊; 伊藤左千夫[1864年生])
- b ^{〔主人→吾一〕}「[...]かきまわさないで, 湯かげんがわかるか。——こんな湯にはいったら, かぜをひいてしまう。おい, もっとどンドン燃さないか。」
(路傍の石, 前かけ; 山本有三[1887年生])

『新潮文庫の100冊』の1920年代以降の作者では, 否定疑問形の用例が見られなかった。

このことから, おおよそ大正期以降の否定疑問形は, 首都圏方言話者のことばとしては一般的でない。

4.4 まとめ:否定疑問形の運用の東西差

前節の変化を振り返ると、近世後期や明治期（おおよそ 1900 年代までに生まれた世代）は、東日本でも西日本でも否定疑問形が用いられている。しかし、大正期以降（おおよそ 1900 年代以降に生まれた世代）、首都圏方言では否定疑問形がほとんど用いられない。

5 地域差についての説明

5.1 江戸に否定疑問形はあったのか？

そもそも、否定辞をはじめとして、現代で東西対立の分布をなす文法項目は、一定数のものがすでに室町時代に東西差があったことが指摘されている（亀井・大藤・山田（編）1976², 柳田 2010）。否定疑問形の分布も東西分布をなしており、近代に入って形成された分布とは考えにくい。このように考えると、近世後期江戸語に否定疑問形が見られることについて詳しく考える必要があるように思われる。つまり、もともと東日本に、違反矯正の際に用いられる否定疑問形が存在していたのか、ということが問題となる。

筆者は江戸・首都圏方言において、否定疑問形が地域固有の形式ではなく、野村(2011)のいう“近世スタンダード”の一要素として用いられていたと考えたい。野村(2011)によれば、近世期に政治の中心地となった江戸には各地から人が集まるようになったが、その人々の交際言語は近世スタンダード、つまり、“抄物やキリシタン資料や狂言に現れる上方由来の規範言語（同：186）”であった。

その根拠として、否定疑問形に用いられる否定辞に注目したい。江戸語の否定疑問形の内訳を見ると、「ぬか」「んか」（9例）と「ねへか」（10例）はほぼ同数の用例が見られる。

- (16) a ^{〔酔客〕}「ナナ何だ、あすこに居る奴めがおれを見て笑おる。不届な奴だ。何がおかしい。ヤイ、爰へこい。相手になる。うせぬか、おのれ」（浮世風呂、前編下：48）
- b 「風呂で子ども達が騒いでいる」「コレ、しづかにしねへか。此子どもは騒々しい。武部源蔵さんの手習子は皆いたづらだ。ヤイ、静にしねへか」（浮世風呂、前編下：81）

江戸期の否定辞について調査した中沢(2006)によれば、当時の否定辞「ぬ」は“上方起源の威信(prestige)を持っていた（同：102）”という。「ない」は/ai/>/ee/という連母音の融合の影響を受け、「ねへ」の形を用いることが多くなっていくが、その中でも「ぬ（ん）」は依然として用例を保ち続ける。このことは、「ぬ（ん）」が上層の人の用いる要素として、近世スタンダードの一つの要素の中に位置づけられていたと解釈できる。

しかし、『方言文法全国地図』に現れるのは、あくまでその土地の中の人どうしで用いられる言語である。やがて、近代に入り、標準語が東京の山の手を中心として用いられるようになると、もともと違反矯正を区別することのなかった東日本では、市井のことばとして否定疑問形が定着するまでには至らなかった。

加藤(1973)は、西日本では待遇表現体系が複雑なのに対し、東日本では待遇表現体系が単純であると指摘しているが、否定疑問形が首都圏で受け入れられなかったのにはこのような基層の方言の待遇表現体系のありようの違いも影響を与えていると思われる。

5.2 違反矯正の否定疑問文の形成・試論

なぜ関西方言に違反矯正の疑問文が生み出されたかについて、関西方言の命令形のアクセントとの関連を考えたい。関西方言では命令形のアクセント型はすべての活用で下降が見られる。連用形命令には、下降して命令する型と平板で命令する型の両方がある（ただし、五段・サ変・カ変等連用形と命令形の形態が異なる形式のみ）、運用にも異なりがある（森 2013）。

表5 近畿方言・東京方言の命令形体系とアクセント^{*8}

地域		近畿方言				地域		東京方言	
動詞		五段動詞		一段動詞		動詞	有核 「書く」	無核 「置く」	
		低起式 「書く」	高起式 「置く」	低起式 「投げる」	高起式 「開ける」				
連用形 命令	平板 長呼	カ[キー カキー[ヤ	オキー オキーヤ	ナ[ゲー ナゲー[ヤ	アケー アケーヤ	ナ形 命令	上昇	カ[キナ↑ カ[キナヨ↑	オ[キナ↑ オ[キナヨ↑
	平板	カ[キ カキ[ヤ	オキ オキヤ	ナ[ゲ ナゲ[ヤ	アケ アケヤ		平板	カ[キナ カ[キナヨ	オ[キナ オ[キナヨ
	下降	カ[キーヤ	オキーヤ	-	-		下降	-	-
命令形命令		カ[ケ]] カ[ケ]ヤ	オ]ケ オ]ケヤ	ナ[ゲ]ー (ナ[ゲ]ヨ) ナ[ゲ]ーヤ	アケ]ー (アケ]ヨ) アケ]ーヤ	命令形命令	カ]ケ カ]ケヨ	オ]ケ オ]ケヨ	

[: 上昇,] : 下降,]] : 拍内下降, 関西では、文末詞はナも接続しうる。

動詞アクセントの中でも各活用形のアクセントについてはまだ明らかになっていないことも多いが、発表者が坂本（編）（1988）によって近世前期の近松浄瑠璃のアクセントについて調査したところ、命令形命令については、多くが下降調と解釈可能である。完全に下降調であることが示されているものは少ないものの、坂本(1983)によれば“一語中で高い部分のみ、あるいは低い部分のみを示し、それぞれ相対する高さへの施譜は省略してしまう（同：32）”傾向があり、それを加味すると、命令形 50 例中 39 例（78%）が下降調として解釈可能である^{*9}。

*8 表現形式については牧野(2008)、アクセントについては中井(2002)を参照した。

9 坂本(1983)に従い、胡麻章は〈カッコ〉で掲出する。上げ胡麻は〈上〉、下げ胡麻を〈下〉、胡麻なしを〈×〉、特殊胡麻を〈〉で示す。なお、胡麻章で示される上げ下げはアクセントだけが要因ではなく、高低の語りを示す場合や、音楽的な要因でアクセントが変化している可能性がある。特に、繰り返し、同拍の言い換え部分にはアクセントと合わないことが多く（坂本 1983 : 33）、そのような部分は考察から除いた。

- (17) a 下降調の例：「いへ〈上下〉」①^{*10}、「ひけ〈上下〉」①、「来い〈上下〉」②
 b 下降調と解釈可能な例：「しね〈×下〉」①、「あゆめ〈上××〉」②、「ころせと〈上上××〉」①、「しばれ〈上××〉」②、「しんぜと〈××下下〉」「たずねよと〈上××××〉」

現段階では想像の域を出ないものの、中世末期も近世前期と同様、命令形命令のアクセントはすべての活用で下降があったとすると、下降の音調から類推が起き、拘束力の強い命令表現として、否定疑問形の違反矯正用法が成立したと考えることもできよう。

6 まとめ

本発表では、以下のことを述べた。

- 1) 日本語の行為指示表現では通時的に命令形が典型的な表現であるが、副次的な表現として疑問も古代語から用いられている。ただし、現代では命令形が用いにくくなったことにより、受益表現などとともに疑問を用いる依頼表現が形成され、また、命令形を用いずそれらの形式を用いなければならない環境もあり、疑問の運用上の重要性は近代以降増している。[2 節]
- 2) 行為指示表現としての否定疑問形の運用には、『方言文法全国地図』調査当時においては地域差が存在する。東日本方言では、否定疑問形の違反矯正用法がほとんど見られないのに対し、西日本の広範囲で否定疑問形の違反矯正が用いられる。[3 節]
- 3) 文献上、関西方言では否定疑問形が近世から現代まで一定程度用いられている。一方、首都圏方言では、江戸期には用例が見られるものの、おおよそ大正期以降否定疑問形がほとんど用いられない。[4 節]
- 4) 近世後期江戸語の否定疑問形は近世スタンダード（近世標準語）の一要素として用いられていたものが文献上に反映したものと考えられる。否定疑問形の東西分布が近代に入ってから形成されたものとは考えにくい。否定疑問形の違反矯正用法は江戸の市井のことばに由来するものではなく、近代に入ってから定着しなかったと考えられる。[5 節]

資料

・ 挙例の際、読みやすさのため、表記を改めたところがある。また、調査においては、国立国語研究所「日本語歴史コーパス」、および、国文学研究資料館電子資料館本文データ検索システムによる『日本古典文学大系』（岩波書店）のテキストデータを使用した。

落窪物語 [10 世紀後半] 藤井貞和・稲賀敬二（校注）（1989）『落窪物語 住吉物語』新日本古典文学大系 18、岩波書店

源氏物語 [11 世紀前半] 阿部秋生・秋山虔・今井源衛・鈴木日出男（校注・訳）（1994-1998）『源氏物語』新編日本古典文学全集 20-25、小学館

大蔵虎明本狂言 [1642：中世末期の言語を反映しているとされる] 池田廣司・北原保雄（1972-1983）『大蔵虎明本狂言集の研究』表現社

上方洒落本 洒落本大成編集委員会（編）（1978-1988）『洒落本大成』中央公論社。対象とする作品の選定には

*10 1～3 拍動詞には、アクセント語類を○数字で付した。

矢野(1976; 1978)を参照。対象とした作品は以下の通り。『穿当珍話』[1756], 『聖遊郭』[1757], 『月花余情』[1757], 『陽台遺編』[1757], 『舐閣秘言』[1757], 『新月花余情』[1757], 『郭中奇譚(異本)』[1771?], 『風流裸人形』[1780?], 『見脈医術虚辞先生穴賢』[1781], 『短華藥葉』[1786], 『北華通情』[1794], 『酔のすじ書』[1794], 『十界和尚話』[1798], 『三酔一致うかれ草紙』[1797], 『南遊記』[1800], 『当世嘘の川』[1804], 『滑稽粹言竊潜妻』[1804], 『当世粹の曙』[1820], 『河東方言箱枕』[1822], 『北川蜆殻』[1827]

上方落語資料 真田信治・金沢裕之(編)(1991)『二十世紀初頭大阪口語の実態—落語 SP レコードを資料として—』平成1・2年度文部省科学研究費補助金(一般研究B)「幕末以降の大阪口語変遷の研究—SP レコード・速記本を主資料として—」研究成果報告書, および金沢裕之(編)(1998)『二代目桂春団治「十三夜」録音文字化資料』平成10年度文部省科学研究費補助金(基盤研究C)「明治時代の上方面におけるテンス・アスペクト型式」研究成果報告書所収作品)

関西方言が表れている文学作品 『ぼんち』(新潮文庫), 『淀川にちかい町から』(講談社電子文庫), 『あの頃ぼくらはアホでした』(集英社文庫), 『浪速少年探偵団』(講談社文庫)

黄表紙・洒落本作品 水野稔(校注)(1958)『黄表紙 洒落本集』日本古典文学大系 59, 岩波書店

東海道中膝栗毛 [1802] 麻生磯次(校注)(1958)『東海道中膝栗毛』日本古典文学大系 62, 岩波書店

浮世風呂 [1809] 神保五彌(校注)(1989)『浮世風呂 戯場粹言幕の外 大千世界楽屋探』新日本古典文学大系 86, 岩波書店

春色梅児誉美 [1832] 中村幸彦(校注)(1962)『春色梅児誉美』日本古典文学大系 64, 岩波書店

江戸落語 『明治落語速記集成』3・7所収作品(講談社)

明治の文豪 新潮社(1997)『CD-ROM版 明治の文豪』

新潮文庫の100冊 新潮社(1995)『CD-ROM版 新潮文庫の100冊』

昔話資料 『読みがたり 各県のむかし話シリーズ』日本標準

参考文献

安達太郎(2002)「命令・依頼のモダリティ」宮崎和人・安達太郎・野田春美・高梨信乃『新日本語文法選書 4 モダリティ』第2章, pp.42-78, くろしお出版

井上優(1993)「発話における「タイミング考慮」と「矛盾考慮」—命令文・依頼文を例に—」『国立国語研究所報告 105 研究報告集』14, 国立国語研究所

———(2013)「疑問表現の諸問題」国立国語研究所「日本語疑問文の通時的・対照言語学的研究」研究集会発表資料(2013年9月2日)

加藤正信(1973)「全国方言の敬語概観」林四郎・南不二男(編)『敬語講座 6 現代の敬語』pp.25-83, 明治書院
亀井孝・大藤時彦・山田俊雄(編集委員)(1976²)『日本語の歴史 4 移りゆく古代語』平凡社

工藤真由美(1979)「依頼表現の発達」『国語と国文学』56-1, pp.46-63, 東京大学国語国文学会

熊取谷哲夫(1995)「発話行為理論から見た依頼表現—発話行為から談話行動へ—」『日本語学』14-11, pp.12-21, 明治書院

坂本清恵(1983)「近松浄瑠璃譜本に反映した十七世紀末大阪アクセント」『国語学』135, pp.25-36, 国語学会(現:日本語学会)

———(編)(1988)『近松世話物浄瑠璃胡麻章付語彙索引 用言篇』アクセント史資料索引第8号, アクセント史資料研究会

高木千恵(2009)「命令表現」大西拓一郎(編)『方言文法調査ガイドブック 3』科学研究費研究成果報告書

中井幸比古(2002)『京阪系アクセント辞典』勉誠出版

中沢紀子(2006)「江戸語にみられる否定助動詞ヌとネエの対立」『日本語の研究』2-2, pp.93-107, 日本語学会

野村剛史(2011)『話し言葉の日本史』吉川弘文館

永田里美(2000)「勧誘表現「～マイカ」の衰退—狂言台本を資料として—」『筑波日本語研究』5, pp.105-120, 筑波大学大学院博士課程文芸・言語研究科日本語学研究室

———(2002)「狂言台本虎明本における否定疑問文「動詞+ヌカ」—行為要求表現という観点から—」『筑波日本語研究』7, pp.82-94, 筑波大学大学院博士課程文芸・言語研究科日本語学研究室

———(2003)「否定疑問文による行為要求表現の史的変化—「～マイカ」から「～ヌカ/ナイカ」へ—」『筑

- 波日本語研究』8, pp.90-104, 筑波大学大学院博士課程文芸・言語研究科日本語学研究室
日本語記述文法研究会（編）（2003）『現代日本語文法4 第8部 モダリティ』くろしお出版
原卓志（2005）「覚一本『平家物語』における「行為指示型表現」について」『鳴門教育大学研究紀要 人文・社会科学編』20, pp.11-25, 鳴門教育大学
森勇太（2013）「近畿方言における命令表現の地域差」『国立国語研究所時空間変異研究系合同研究発表会予稿集 JLVC 2013』pp.131-140, 国立国語研究所時空間変異研究系
森勇太・水谷美保（2012）「行為指示表現における受益者—五箇山の「依頼」と「勧め」を通して—」日本語学会 2012 年度秋季大会発表資料（2012 年 11 月 3 日，於富山大学）
柳田征司（2010）『日本語の歴史 1 方言の東西対立』武蔵野書院
Brown, Penelope and Levinson, Stephen C. (1987) *Politeness: some universals in language usage*. Cambridge University Press.

付記：本資料は当日お配りした資料とほぼ同一ですが，当日ご指摘いただいた誤りを一部修正しております。発表に際し，多くのご指摘・ご教示を賜りましたプロジェクトの先生方，フロアのみなさまに感謝申し上げます。